

第12回千葉県内水面漁場管理委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年7月24日（月） 午後1時30分から
- 2 場 所 水産会館 6階 会議室
- 3 出席者
- 委 員 粕谷 清、山崎 明人、出山 輝夫、勝矢 久、村尾 真一
戸谷 忠雄、近藤 昭彦、高井 則之、吉富 友恭
- 水 産 課 赤羽副課長
大槻漁業調整班長、曾根技師
- 漁業資源課 宮嶋課長
藤元資源管理班長、武田副主査、横山技師
- 水産事務所 銚子：小舟所長、伊藤技師
館山：山田所長、永山課長
勝浦：原所長、古山副主査
- 水産総合研究センター内水面水産研究所
岩崎所長
- 事 務 局 玉井副技監、川合主査
- 4 議事事項
- (1) 内水面における漁業の免許について（諮問）
 - (2) 江戸川における漁業の免許について（諮問）
 - (3) 遊漁規則の認可について（諮問）
 - (4) 江戸川における遊漁規則の認可について（諮問）
 - (5) ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可の有効期間について（諮問）
 - (6) ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可方針について（協議）
 - (7) うなぎ稚魚漁業の制限措置等について（諮問）
 - (8) うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）
 - (9) その他

5 審議経過

【玉井副技監】

皆さん、こんにちは。出席予定の方がおそろいになりましたので、ただいまから第12

回千葉県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

それでは、粕谷会長から挨拶を申し上げます。

【粕谷会長】

こんにちは。委員の皆様には第12回千葉県内水面漁場管理委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、県内4河川のアユの種苗放流は4月10日から始まり、5月11日までに例年どおり約23万匹が放流されました。また今年の土用の丑の日は7月30日だそうでございますが、千葉県の令和4年漁期のシラスウナギ採捕量は848キロで、例年並みとのことでございます。シラスウナギの採捕は、今後、うなぎ稚魚漁業として許可漁業となる予定で、本日の議題で審議することとなっております。皆様、よろしくお願いを申し上げます。

本日の議題は、この他に「千葉県の内水面と江戸川の漁業の免許」「遊漁規則の認可」と「しじみ船びき網の許可の有効期間と許可方針」についてとなっております。いずれも重要な案件でございますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

ここで本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。会議に出席できない旨、連絡がありました委員は高塚委員1名でございます。委員定数10名のうち9名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、粕谷会長にお願いいたします。

【粕谷会長】

それでは、私が議事を進行いたします。

まず本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第10条の規程により、私から指名させていただきます。

山崎会長代理と近藤委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議題第1号「内水面における漁業の免許について（諮問）」と議題第2号「江戸川における漁業の免許について（諮問）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【粕谷会長】

異議なしとのことですので、議題第1号と議題第2号は一括上程といたします。
事務局より、朗読をお願いいたします。

【川合主査】

（朗読）

【粕谷会長】

次に、水産課から説明をお願いいたします。

【大槻班長】

説明概要：9月1日免許予定の共同漁業権（内共第1号～第14号）、区画漁業権（内区第1号～第4号）及び江戸川の共同漁業権（内共第11号（東京都知事免許予定））について、いずれも競願はなく現在の漁業権者から免許申請があり、その内容を審査したところ、必要書類が全て添付されており、適格性があり漁場計画の内容と同一であること等、漁業法第71条の免許をしない場合に該当しないことから、これらの申請者に免許することを諮問するもの。

【粕谷会長】

議題の朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見、質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、特に意見もないようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。

議題第1号「内水面における漁業の免許について（諮問）」と議題第2号「江戸川にお

ける漁業の免許について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【粕谷会長】

挙手全員により議題第1号と第2号は原案どおり可決、決定します。

次に、議題第3号「遊漁規則の認可について（諮問）」と議題第4号「江戸川における遊漁規則の認可について（諮問）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【粕谷会長】

よろしいとのことでございますので、議題第3号と第4号は一括上程いたします。

事務局より朗読をお願いいたします。

【川合副主査】

（朗読）

【粕谷会長】

それでは、水産課より、説明をお願いいたします。

【大槻班長】

説明概要：9月1日免許予定の第5種共同漁業権（内共第12号を除く内共第1号～第14号）及び江戸川の第5種共同漁業権（内共第11号（東京都知事免許予定））の遊漁規則について、認可申請の内容を審査したところ、必要書類が揃っており、遊漁を不当に制限するものでないこと、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであることから、これらについて認可することを諮問するもの。

【粕谷会長】

議題の朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
御意見、質問がございましたらお願いいたします。

【戸谷委員】

県内共通券の件ですけれども、県内の共通券の区域で、今回、省かれている区域があるんですけども、前回までは佐原漁協さんも使えたと思うんですけど、それを除外したのは何か理由があるんですか。

【大槻班長】

水産課です。佐原漁協さんは実は内水面漁連を脱会された関係で、今回、この共通遊漁券の対象から外れております。ここはもう内水面漁連さんと各単協さんの契約による共通遊漁の仕組みですので、佐原漁協さんが抜けられたことを踏まえて共通遊漁の対象にはしないことを内水面漁連さんで決められたと聞いてございます。

【戸谷委員】

分かりました。

【粕谷会長】

ほかに何かありますか。ありませんか。

それでは、質疑を終了し、これより採決に入ります。

議題第3号「遊漁規則の認可について（諮問）」と議題第4号「江戸川における遊漁規則の認可について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【粕谷会長】

挙手全員により議題第3号と第4号は原案どおり可決、決定いたしました。

次に議題第5号「ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可の有効期間について（諮

問)」と議題第6号「ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可方針について（協議）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【粕谷会長】

よろしいとのことでございますので、議題第5号と第6号を一括上程いたします。
事務局より、朗読をお願いいたします。

【川合主査】

（朗読）

【粕谷会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いいたします。

【藤元班長】

説明概要：当該採捕許可の有効期間は令和5年8月31日に満了することから、今後の取扱いについて、時点を更新するほか、許可の有効期間の考え方及び許可方針を従来どおりの内容とすることについて、諮問・協議するもの。

【岩崎所長】

説明概要：令和4年度利根川ヤマトシジミ資源調査結果について説明。

【粕谷会長】

議題の朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見、質問がございましたらお願いいたします。ありませんか。

それでは、特に意見もないようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。

議題第5号「ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可の有効期間について（諮問）」と議題第6号「ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【粕谷会長】

挙手全員により議題第5号と第6号は原案どおり可決、決定します。

次に、議題第7号「うなぎ稚魚漁業の制限措置等について（諮問）」と議題第8号「うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【粕谷会長】

異議なしとの声でございますので、議題第7号と8号は一括上程いたします。

事務局より、朗読をお願いいたします。

【川合主査】

(朗読)

【粕谷会長】

続いて、漁業資源課より、説明をお願いいたします。

【藤元班長】

説明概要：令和5年12月1日をもって「養殖用うなぎ種苗特別採捕許可」から知事の漁業許可「うなぎ稚魚漁業許可」による管理に移行するため、本県では関係者が連携し、密漁や闇流通の防止に向けた取組や調整を行ってきた経緯を踏まえて、従来どおりの運用ができる内容で、制限措置や許可方針等を定めることについて諮問・協議するもの。

【粕谷会長】

議題の朗読と説明を終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見、質問がございましたら、お願いいたします。

【高井委員】

御説明、どうもありがとうございました。

78ページと79ページに養殖用ウナギの採捕実績の量と金額が載っているのですが、これで単純に右側の金額を左側の量で割ると、キロ当たり大体210から220万円くらいになるのですが、大体それくらいが相場なんですか。

【藤元班長】

今年については、例年より単価が若干高めで推移しております。

【高井委員】

令和4年度というと、これは昨年度の実績ということですか。

【藤元班長】

はい。

【高井委員】

昨年度で、これだと大体210から220万円という感じなんですか。

【藤元班長】

はい。

【高井委員】

これを見ると、一番高いのが利根川地区で、一番安いのが内房地区みたいに思えて、ざっと割ると、利根川地区のほうは222万ちょっとで、内房地区が209万ちょっとという感じで、13万くらい開きがあるのですが、これはどういう要因で、こういう差が生じるのですか。

【藤元班長】

ウナギの単価については、しらすうなぎ需給委員会の中で単価の見直しを行っているのですが、地区によって獲れる盛期の時期が変わってきますので、獲ったときの値段が時期によって変わること、採捕の盛期がずれることによって差が生じています。

【高井委員】

特に業者が変わることによって違うとか、そういうことはないですか。

【藤元班長】

そういうことではなくて、県内で単価は共通なので、獲った時期の共通の単価が異なるためです。

【高井委員】

ありがとうございます。

【粕谷会長】

取扱業者も全部、指定されているわけですから、別に値段が、業者同士で競り上がることは全くないのですね。漁は12月1日から始まりますが、外房の銚子では、潮の流れの関係で、最も早い12月中に採捕が始まり、この時期は値段の高いときなのです。内房は、残念ながら、どうしても2月末か3月ぐらいにならないと入ってこないのですね。価格の面でも2月、3月になってくると品物も大分出てきますから、そういうところにだぶつきが出てきて、安くなっていくことがあるのですね。内房のほうも値段の高いときに潮の流れで入ってきてくれればありがたいわけですが、そういうことは自然界の中ではなかなかうまく行かないと。そういうことから生じているところです。

【高井委員】

分かりました。ありがとうございます。

【山崎会長代理】

81ページの一番上に操業時期についての記載がありますが、今回、許可で4月15日までと定めたということなのですが、前から自主的短縮で4月15日として運用していたので、こういう自主的なものを今度、制度として定めたということで、資源管理上は非常にいいことなのだなと思います。

ただ、利根川については、反対側に茨城県も同じようにうなぎ稚魚の採捕をしていて、うなぎ稚魚漁業の許可を今年から出すことになると思いますけれども、その辺、茨城で、どういった資源管理措置が行われているのか、その辺の情報がありませんでしたら教えていただければと思います。

【藤元班長】

漁業資源課です。茨城県に確認しましたところ、茨城県では、期間の短縮ではなく、4月30日まで採捕を行うそうですが、期間中、月に4日程度の休漁日を設けて、約20日程度の休漁を行うと聞いております。

【山崎会長代理】

ありがとうございました。この辺、特に漁業者の方たちは公平性を気にする方もきつといらっしゃると思うので、今後とも、その辺の情報は収集していただいて、トラブルがないように取り組んでいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【粕谷会長】

ほかに何かございますでしょうか。

【山崎会長代理】

あともう一つ、教えていただきたいのですが、今回、それぞれの地区、区域で、または漁法でということもあると思いますけれども、かなり細かい漁獲量の上限を定めたということで、これについてはすごく適正なことなのかなと思います。ただ、管理する側としては、それぞれの漁業者、個々の漁業者の方の漁獲量を管理しなければいけないということで、大変な労力だと思います。この辺、どのようにして漁獲情

報を集めて管理されるのか。参考に、今、分かっている範囲で結構ですので、その辺を教えていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【藤元班長】

漁業資源課です。御質問のあった採捕数量の管理につきましては、特別採捕によるものの時代でも、月に2回、県への報告を、漁協を通して行ってもらっていたところなので、こちらにつきましては、許可漁業になりましても引き続き、所属の組合等を通じまして情報収集して、許可数量を超過することがないように指導を徹底してまいりたいと考えております。対応については、県内で統一的に対応してまいりたいと考えております。以上です。

【山崎会長代理】

ありがとうございました。この辺は大変でしょうけれども、管理のほうをよろしく願いいたします。

それから最後に、これはお願いになるのですけれども、76ページ、これは特別採捕の概要ということで去年までのことなんですけれども、この漁具の呼び方については今年も同じような呼び方をされるのではないかと思います。内水面における呼び方と海面における呼び方が、表記の仕方が違うということで、例えば特に、すくい網とすくい式さ手網とたも網の関係ですね。この辺は漁業者の方がこの許可方針を見たときに、かなり分かりづらい部分もあるのかなと思います。今回の許可方針で直してくれということでは決してないのですけれども、いろいろ聞きましたら漁業調整規則も絡んでいるということなので、すぐに直せないことは十分理解できます。ただ将来的に、このままだと混乱することもあるのかなと思いますので、改善に向けて今後検討していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【藤元班長】

漁業資源課です。今回、御指摘のとおり、漁具の組合せが非常に分かりづらい表記となってしまっておりますが、こちらの表記の仕方は、直近の特別採捕許可で出している表記をそのまま踏襲する形で決めました。これは今回のタイミングで漁具の名称まで調整を入れてしまうと、現場でかなり混乱することが考えられましたこと等によ

り、今回、そのままの形になってしまったところです。御指摘のとおり、分かりづら
いので、こちらは現場への影響を精査した上で、今後、名称の統一・整理が可能であ
れば検討してまいりたいと思います。

【粕谷会長】

ほかに何かございますか。ありませんか。

それでは、ないようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。

議題第7号「うなぎ稚魚漁業の制限措置等について（諮問）」と議題第8号「うなぎ稚
魚漁業の許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【粕谷会長】

挙手全員により議題第7号と第8号は原案どおり可決、決定します。

なお、本件は公示をする必要がございますが、公示に当たり、県の法規担当課との
調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合に、私に御一任いただきたいと
思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【粕谷会長】

ないというようなことでございますので、そのようにさせていただきます。

次に議題第9号の「その他」ですが、皆様、何かありますでしょうか。

特になければ、本日の議題を全て終了します。

次に会議次第第5の「その他」ですが、事務局からの事務連絡をお願いいたします。

【川合主査】

（事務連絡）

【粕谷会長】

それでは、これもちまして第12回千葉県内水面漁場管理委員会を閉会とさせていただきます。

皆様、御協力ありがとうございました。

午後3時16分 閉会